

第 1 7 次東京都消費生活対策審議会

第 2 回総会

平成 1 3 年 1 0 月 3 1 日

第一本庁舎 4 2 階特別会議室 A

午後3時00分開会

中澤消費生活部長 大変お待たせいたしました。本日は、委員の皆様方にはお忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから第17次東京都消費生活対策審議会第2回総会を開会させていただきます。

本審議会の事務局を担当いたしております。生活文化局消費生活部長の中澤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご出席をいただいております委員の方は17名、ほかに委任状3名をいただいております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6条に定めます委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しております。ご報告を申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

島田会長 ただいま消費生活部長から報告がありましたとおり、総会開会に必要な定足数に達しておりますので、消費生活対策審議会第2回総会を開会いたします。

開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

ご承知のように、本年7月、当審議会第1回総会におきまして知事より諮問を受けました。諮問事項は「社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例・規則等の改正について」でございまして、具体的には、第1が東京都消費生活条例・規則の見直しについて、第2が東京都消費生活条例による歯みがきの告示事項の見直しについて、第3が東京都消費生活条例による単価表示の品目等の見直しについてでございました。

当審議会は、三つの諮問事項を審議するため、基本問題部会と表示適正化部会を設けまして、第1の諮問事項につきましては、基本問題部会において、第2と第3の諮問事項につきましては、表示適正化部会において検討、審議することにいたしました。今次の審議会の一つの目標は機動的対応を図るということで、二つの部会の委員の方々には、短期間に集中的に審議することをお願いしたわけでございます。両部会の委員の方々、精力的にご審議いただきまして、本日の総会までに三つの諮問事項のうち、第2の歯みがきの告示事項の見直しにつきましては答申案が、第1の条例・規則の見直しにつきましては中間報告が取りまとめられました。両部会の大変な努力の成果でございます。この場で両部会の委員の方々並びに事務局の方々に、会長といたしまして心から御礼申し上げたいと思います。

ただいまより答申案及び中間報告につきましてお諮りすることになりますが、いずれの

諮問事項も東京都の消費者行政にとりまして重要な事項でございますので、どうぞ活発なご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めてまいります。まずは、前回の総会以降、新たに委嘱された委員につきまして、事務局からご紹介願います。

中澤消費生活部長 それでは、前回の総会以降、新たに委嘱されました委員についてご紹介を申し上げます。お手元の資料1をご覧くださいと存じます。

まず平成13年7月24日付で専門委員の方々が新たに就任をされましたので、ご紹介を申し上げます。細川幸一委員でございます。町村泰貴委員がいらっしゃいますが、今ちょっと遅れていらっしゃいます。

次に、平成13年19月4日付で都議会議員の方々が新たに就任をされましたので、ご紹介を申し上げます。河西のぶみ委員でいらっしゃいます。鈴木貫太郎委員でいらっしゃいます。

鈴木委員 よろしくお願ひします。

中澤消費生活部長 曽根はじめ委員でいらっしゃいます。

曽根委員 曽根です。どうぞよろしくお願ひします。

中澤消費生活部長 中屋文孝委員、吉原修委員も任命されてございますが、きょうは遅れていらっしゃいます。

それでは、欠席の委員が何人かいらっしゃいますが、高橋委員は遅れてご出席ということでございます。

幹事の紹介をさせていただきたいと思ひます。また幹事の方でも、7月の人事異動がございました。時間の関係上、事務局のみご紹介をさせていただきます。東京都生活文化局消費生活総合センター所長・森紳彦所長でございます。東京都生活文化局計量検定所所長・奥秋彰一所長でございます。消費生活部企画調整課長・月川由紀子課長でございます。消費生活部調整担当課長・八木美英子課長でございます。消費生活部安全表示課長・鈴木克己課長でございます。

以上でございます。

島田会長 ありがとうございます。それでは、会議次第に従いまして、これから答申案の審議に入りたいと思ひます。

平成13年7月10日に諮問がありました事項の中の「東京消費生活条例による歯みがき

の告示事項の見直しについて」、これまで表示適正化部会で審議を行い、答申案を取りまとめてまいりました。お手元に答申案が配付されております。審議の進め方といたしまして、表示適正化部会長から答申案でご説明をいただき、その後に審議をしていただきたいと思っております。

なお、本日の総会でご承認が得られましたら、当審議会の答申といたしまして、副知事に提出することになりますので、よろしくお願いたします。

それでは、表示適正化部会長の本城部会長からご説明をお願いいたします。

本城部会長 それでは、取引適正化部会でまとめました答申案のご報告を申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

この内容でございますが、別紙2のところをお開きください。後ろから3分の1ぐらいのところ、「化粧品はみがきの表示例」というところが出てございます。これをご覧ください。表示例が出ております。その一番下のところをご覧くださいと思います。ここに現行の都条例に基づく表示ということになっております。これは現在の歯みがきについての表示がこのようになっておりまして、左側に配合目的、そして右側に配合成分が書かれるという形で、現在の表示は都条例でこのように表示するようになっております。

今回、見直しはということかということ、それは化粧品の薬事法に基づく規制が変化をしたということでございます。つまり、今度の新しい化粧品の歯みがきの表示につきましては、配合している成分をすべて書かなければならないというふうに薬事法の規則が改正されたわけです。現在、都条例に基づくこの表示を見ていただいて、右側に配合成分がすべて書かれておりますが、これは配合されているすべてが書かれているわけではございません。実は、現在、現行の薬事法改正前はどのようなふうになっていたかということ、いわゆるアレルギーなどの皮膚障害を起こすおそれのあるものについて、化粧品歯みがきの中で、そういう皮膚障害を起こすおそれのあるものについては表示義務が薬事法上課されておりました。ですから、それがすべて表示されていたわけではなくて、一部のものについて表示義務が課されていた。つまり配合成分の表示が課されていたということでございます。それを都条例は配合成分のみならず、それを配合目的別に編成し直して表示させるというのが、今見ていただいております表示でございます。ここで湿潤剤のソルビット液、プロピレングリコールと、こういうふうになっておりますが、これはそれぞれの配合目的で多いものの順番に書かれているわけです。複数書かれているものは、上の方が多いものの順

番になっておる。今度薬事法ですべての配合成分を表示させるようになりまして、かつ配合量の多いものから順番に書かなければいけない。配合量の最も多い順番から列挙しないとけないというふうになったわけです。

そうすると、現在の都の決めております、それぞれの配合目的ごとに成分を多い順に書かせるということとちょうどぶつかるといことになるわけです。じゃ、都としてはどうしたらいいのかということが今回の見直しの趣旨でございます。いわゆる我々の都条例の方は、配合成分名にさらに配合目的を書かせているということが都の条例の特色であるわけです。今度は全配合成分すべてを配合量の多いもの順に書かせて、配合目的を書かせないでいいのだろうかということです。薬事法の規制だけでいいかという問題ですが、そこにつきましては、今の表示を見ていただいてわかりますように、配合成分だけで配合目的を書かない場合は、例えばラウリル硫酸ナトリウム、こういうような表示では、一体これが何なのかはさっぱりわからないということになりますと、結局、配合目的を書かせることによって、それを手掛かりとして配合成分がどういうものかを、完全にはいきませんが、より理解しやすいものになるだろう。

それからもう一つ大きな問題は、書かれている配合目的に沿って選びたいという消費者がいるだろう。つまり私は研磨剤は要らない、私は発砲剤は要らないという消費者は、発砲剤あるいは研磨剤というものは配合目的が書かれていない限り選択できないということになります。配合成分名だけの化学記号では、化学成分名ラウリル硫酸ナトリウムではどうしようもないわけです。ですから、そのこのところの目的名は必要であるだろう。しかも歯みがきというのは、ご承知のとおり、毎日口に入れるものである、口腔内に入れるものである。そうすると、どういうものが含まれているのかということについて、より消費者が理解しやすいように情報提供するということは極めて重要なことであろう。といたしますと、やはり配合目的名は、配合成分名だけを、化学成分名だけを記載したのでは不十分であって、配合目的名は入れざるを得ないだろうということになるわけです。

ですから、そういたしますとどうなるかということ、今の別紙2の上のAとかBを見ていただきたいわけですが、このAとかBは最も配合量の多い順番から列挙されているわけです。それぞれ一つずつ配合量の多い順番にその隣に、それが一体何なのかという配合目的を記載させるということが、ある意味では消費者にとって便宜を図る消費者の商品選択に資することになるだろう。ですので我々としては、薬事法の改正によって配合量の多い順に書かせるというときに、その隣に配合目的名を入れさせるということが適切であろう。

そういたしますと気になるのは大きさが問題になる。表示の面積が拡大するではないかということでございます。今の面積をここに書いてございますので、見ていただいたらわかりますように、Bの形でやりました場合にはわずか0.9平方センチメートル。それでAの形でやった場合であっても、3.6平方センチメートルということです。それで実際にこれを、現在の考えられるであろう小さな容器そのものに表示をしている最も考えられ小さなものに当てはめましても、これは問題ない、入り得るという結論を得ました。ですので、我々はこの表示をさせることにしたいということが結論でございます。

なお、化粧品歯みがきのほかに、歯みがきは医薬部外品の歯みがきもでございます。医薬部外品の歯みがきは九十数%で、化粧品の歯みがきがほんの数%ということになるわけです。今回の対象になっているのは、薬事法の見直しは化粧品の歯みがきだけということになるわけです。ですから、はっきり言うと、その影響を受けるのは、歯みがきのうちのわずかであるということになるのですが、現在の都条例で医薬部外品についても、今の一番下のところの表示になっているわけです。ここは薬事法の改正がないものですから、現行のまま維持することができるのですけれども、ただ化粧品歯みがきとの表示の整合性ということを考えますと、もし医薬部外品のものについても、全成分表示をするということであれば、その場合は重量の重い順で、そしてその一つ一つに目的名を書いてくださいというふうにしたらどうかということです。

そういう形で全成分を医薬部外品の場合であっても表示していく場合においては、必ずその隣に配合目的を入れなさいという形で整合性をとろう。ただ、現在の医薬部外品は全成分を表示しとはなっておりませんから、一番下の都条例のこの表示であっても十分いいわけです。しかも、都条例のこの表示の方が見やすいわけです。目的配合別に書かれておりますから。ですから、原則として直さなくてもいいけれども、どうしても全成分表示したいんだという人がおられましたら、その場合に限っては化粧品歯みがきと同じように、全成分の重い順番で一つ一つに配合目的名を入れていただきましょと、こういうふうにしたいということでございます。

その次のページの「参考：表示適正化部会検討結果」というところに書かれておりますのが結論でございまして、ここに書いてありますように、化粧品歯みがきについては今ご説明申し上げたように、すべての配合成分はその分量の多い順に表示して、その順で配合成分名に併記して、それぞれに配合目的の表示をするということです。水及び配合目的を表示することは、著しく困難な配合成分は配合目的の表示を省略することができると。実

は、配合目的名を水というのは、これは当たり前のものですから、こんなものは目的に必要でないだろう。それから配合目的を全成分表示させるものですから、抽出溶剤、原材料を抽出するための溶剤みたいなものが使われていたりするんですが、そういったようなものは、配合目的というものに書くこと自体がちょっと難しいという、著しく困難な場合があります。その場合は省略していいだろうということで省略が可能ということを入れたわけです。

医薬部外品は、現在のここに配合目的ごとに区分して、最も分量の多い配合成分から順に配合成分名を表示する。これは実は現在の方法、これをとってもいいし、ただし、すべての配合成分を表示する場合には、配合成分の分量の多い順に表示して、その順で配合成分名に併記して、それぞれ配合目的名を表示することができると。これは化粧品と同じ場合をとることもできます。こういうのが結論でございます。

以上でございます。

島田会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの本城部会長のご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

鈴木委員 ご説明ありがとうございました。ちょっとお伺いをさせていただきたいんですが、これは原寸大でございますか。

本城部会長 原寸大でございます。

鈴木委員 そうですか。今、高齢社会を迎えて、私もその部類に徐々に入っていくわけでございますが、お年寄りの方がこの活字で果たして見えるのか見えないかという論議が一つ。一番気になるのは、今どの製品でも使い勝手のいい製品がどんどん出てくるわけですが、それに逆行した形で活字がオンパレードになっているのはいかなものかという率直な疑問があるのでございますが、その辺の論議を教えていただきたいと思います。

本城部会長 今の点につきまして、我々も場合も、やはり高齢化社会を迎えて6ポイントということは小さ過ぎやしないかという議論がございました。そこで答申の8ページを見てください。答申の8ページのところに、なお書きで、消費者が必要な情報を正確に理解するためには、文字の大きさや表示の様式等、表示の見やすさが大変重要である。そのためには6ポイントが最低単位だけれども、できるだけそのところは配慮するようということをつけております。ただ、6ポイント自体を引き上げるとことはいたしませんでした。それはなぜかという、6ポイントを引き上げますと、一番小さな、実は50グラム以上のものについて表示義務を課しているのですが、50グラムを超えたところのぎり

ぎりのものは、それを6ポイント以上で書きますと、やはりかなり厳しくなってくるということで、やはり6ポイントは最低維持せざるを得ないという状況がございました。ただ、我々としては6ポイントがいいんだということではない。最低限度だということを書いて、それより大きな、例えば100グラムとかそういったようなたぐいのものであれば、文字の大きさは大きくしてほしいというのが答申の趣旨でございます。

鈴木委員 確認をさせていただきますと、歯みがき粉の大きさによって活字は自由に変わってよろしいということになるわけですね。

本城部会長 はい。

鈴木委員 そういうことであれば、消費者として選ぶ基準の中で大丈夫なのかなとほっといたしました。ありがとうございました。

島田会長 どうぞ。

加藤委員 座ったままで失礼します。ご説明ありがとうございました。

歯みがきは口するものなので、今回、消費者としてはサッカリンナトリウムとかいろいろと気になる成分が結構あるわけですが、最近大きな問題になっているのは例のフッ素でございます。私の認識が間違っていたらお正しいただきたいのですが、化粧品歯みがきについては、使ってはいけないことになっているのですねということが一つと、それから医薬部外品の場合は使っていいわけですから、都の条例でもこれは表示するときには、薬用成分というような使用目的を書くと同時に、それが書かれるようになるのですねということを、私の認識が間違っていなければ結構だと思うんですが、そのところを確認させていただきたいと思います。

なぜそういうことを申し上げるかということ、先ほど事例がありましたけれども、現行の都条例に基づく表示というのは、これはどうしても一つのサンプルとして出てくるので、こういうときに、フッ素がどういう表示になるのか関心を持つと同時に、フッ素については関心が高い人が多いので、告示のときの逐条解説とか、そういったときに歯みがきについて、ウエートの高い成分としての説明がほしいなということを感じております。

本城部会長 もし間違っていたら言ってくださいね。フッ素につきましては、医薬部外品になりますので、これはあくまでも化粧品の例です。医薬部外品になったときに、これは指定成分になっていますか。

中澤消費生活部長 なっていない。

本城部会長 なっていないとすると、現在において、それを書くのは向こう側の事業者

の自由です。

加藤委員 消費者としては、ぜひ使っているなら書いてほしいという希望があります。

本城部会長 現行の規定は、我々がそここのところを書けという義務づけを今しているわけではないわけです。要するに表示されているものを目的別に整理しなさいというのが現在の都条例の形なわけです。ですから新たに書けということになりますから。ただ今回の場合、自分で自ら全成分表示したいという人がいるかもしれないし、あるいはフッ素だけは書きたいという人は、それは当然医薬部外品で配合目的をそこで書かせるということになります。ただ自分はしたくないという人は、これはしょうがないと。

島田会長 事務局で補足ございますか。よろしいですか。

鈴木安全表示課長 はい、結構です。

島田会長 よろしいでしょうか。

加藤委員 あんまりよろしくないですけれども、現行がそうであれば、今回はなるほどと伺っておきます。

島田会長 ということでございますが、ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

島田会長 それでは、ご意見はいただきましたけれども、答申は案のとおり審議会として決定していただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、答申書を副知事にお渡ししたいと思います。

(答申書の手交)

島田会長 委員の皆様のご協力によりまして答申書を副知事に提出することができました。どうもありがとうございました。

ここで副知事からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

福永副知事 副知事の福永でございます。一言御礼のご挨拶を申し述べさせていただきます。

ただいま島田会長から歯みがきの告示事項の見直しについてということでご答申をちょうだいいたしました。まことにありがとうございました。この答申に基づきまして、本年の12月には歯みがきの表示事項の改正を告示する予定でございます。皆様には大変お忙しい中をご熱心に集中的なご審議を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、先月狂牛病に感染した牛が日本で初めて確認をされ、また今月

には東京都の中央卸売市場食肉市場に持ち込まれた1頭の牛から狂牛病が疑われるという検査結果が出るというような事件が起こりました。このため、全国的に狂牛病検査を実施することになりましたけれども、東京都におきましては、都民の皆様方の安全を確保するため、迅速な検査、厳重な管理、そして検査結果の公表など五つの原則に基づきます東京都ルールというようなものを策定して、消費者の皆様方の保護対策を実施いたしたところでございます。

消費者行政につきましては、規制緩和の進展あるいはグローバル化、IT革命など社会経済状況が大きく変化をする中で次々に発生する新たな課題に迅速に対応し、かつ的確にその対策を講じていくことが強く求められております。大消費地であります東京都におきましては、これまで消費生活条例・規則を制定いたしまして、消費者の方々の権利、事業者の責任、そして行政の責務を明らかにしてまいりました。しかし、消費者を取り巻く環境の変化が大変激しい中で、消費者の方々に被害を及ぼすということの大きな事例がございまして、その防止のためと、そして消費者の方々を救済するということを迅速かつ的確に行うというためには、やはり消費者行政の不断の見直しが必要であると深く認識をいたしております。

委員の皆様方には、引き続き消費生活条例・規則の見直し及び単位価格制度の品目等の見直しにつきましてご審議をよろしくお願い申し上げたいと存じます。消費者であります都民の皆様が安全でかつ快適に生活できますよう、引き続き皆様方のお力添いを切にお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

島田会長 どうもありがとうございました。ここで福永副知事は所用のため退席されます。どうもありがとうございました。

(福永副知事退席)

島田会長 続きまして、東京都消費生活条例・規則の見直しにつきまして、基本問題部会における中間報告と意見の交換に入りたいと思います。

進め方といたしましては、報告について松本基本問題部会長からご説明をいただき、その後、審議をいただきたいと思います。

それでは、松本部会長、よろしくお願いいたします。

松本部会長 第1回の7月の総会におきまして、社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例・規則等の改正についての審議を基本問題部会で行うようにというご指示を

受けました。後ろの方に審議経過が資料としてまとめられておりますが、7月19日に第1回の部会を開催いたしまして、部会として5回、部会内部に条例改正を検討いたします条例改正小部会と不適正取引についての規則の改正を担当いたします取引適正化小部会、二つの小部会を設けまして、それぞれ10回ずつ会合を行い、合わせまして、この3ヵ月の間に25回の会議を行うという非常にハードなスケジュールで検討を重ねてまいりまして、一応の成案がまとまりましたので、ここで中間報告としてご提案しまして、総会の委員の皆様から意見をちょうだいするとともに、一般都民の方からもパブリック・コメントという形でご意見を伺いたいと考えております。

中間報告において検討された主なものとしたしましては、前文の中で消費者の役割について言及をする点、それから不適正取引の規制につきまして、特に電子商取引等の最近問題になっているタイプの取引に対して一定の対応を提案している点、それから消費生活相談、被害救済委員会の役割の強化の提言を行っている点、それから事業者に対する勧告・公表等の手続を迅速化するための提案をしている点、最後に東京都としての消費生活のための対応策を迅速に行えるように消対審に対する諮問の必須となっている事項についての見直しを行った点が挙げられます。

詳しい内容につきましては、事務局の方からご説明させていただきます。

島田会長 よろしく願いいたします。

八木調整担当課長 事務局よりご説明いたします。資料4の中間報告をご覧ください。

ページを開いていただきまして、2ページに「条例・規則見直しの基本的考え方」が書いてございます。この見直しに当たりましては、現行条例の目的等基本的な考え方は維持するという点で出発しております。しかし、社会経済状況の変化というものが激しく、消費者を取り巻く環境が急速に変化しているところでこの条例を見直していこうということでございます。

その背景と必要性というのが簡単な図になってございますので、ご覧ください。そちらに社会経済状況の変化ということで掲げてございます。それから消費者問題の深刻化というような状況が起きております。また、消費者問題に関する新たな法整備ということも今行われているということが背景にございます。そこで、行政措置の的確・迅速な執行の必要性というものが求められている。そうした中で期待する条例・規則改正ということで、右側のボックスでございますが、こういったところを観点に条例を見直していこうということで進めてまいりました。

3 ページ目でございますが、条例・規則の改正の考え方としまして二つ掲げてございます。1 番目が社会経済状況の変化と消費者問題の動向に対応した条例ということでございます。

(1) 番目に、21 世紀型消費者行政を展開する理念のあり方とございます。ここで旧来の発想や枠組みでない時代に的確に対応した取組ということで、特に消費者・事業者・行政のパートナーシップということを前文に明示するというような提案がされてございます。また、消費者も社会の一員として積極的な役割を果たすというようなものも掲げたらどうかという話でございます。

そして(2) 番目に、消費者取引適正化の方策の強化ということでございます。今まで申し上げたような状況の中で、消費者被害の未然・拡大防止等のために、不適正な取引行為の禁止規定というものを見直して、取引適切化を図っていくという方向性を出しております。

(3) 番目に、消費者のセーフティネットの充実強化ということでございます。こうした消費者被害の深刻化の中で、一つは、消費生活相談業務を充実・強化する必要がある。そしてさらに、東京都消費者被害救済委員会についても、一層の活性化を図って紛争解決機能を高める必要があるという方向性でございます。

そして5 ページ目でございますが、2 番目の柱として「的確かつ迅速に、効果的な行政措置ができるための諸規定であること」ということでございます。

(1) 番目に、迅速な公表のための諸規定の見直しということで、勧告・公表に関する手続という規定がございますが、これを迅速に執行していくということから手続の簡素化ということが求められている。

(2) 番目に、消費生活対策審議会の諮問が必須となっている規定の見直しということで、必須になっている規定について必要性をもう一度見直していったということでございます。

6 ページからは、具体的な改正内容の提言ということでございます。1 番目が前文の見直しということでございます。前文は条例の理念や消費者行政の基本を都民にわかりやすく示すものとして平成6年の改正で新設されたものでございますが、時代の変化を踏まえて見直すということで幾つか提案がされております。

(1) でございますが、消費者問題が構造的に発生してきていることを明確に示すということで、消費者と事業者の間の構造的な格差というものが経済社会の進展に伴って生み出されてきたが、さらなる経済社会が進展して、常にそういった格差に基づく消費者問題と

いうものが発生してくるというようなことを明確にするという考え方でございます。

(2)番目は、東京の消費者問題はグローバル化等により変容しているということを加筆するというところでございます。このグローバル化の進展ということで、消費者問題はいろいろな影響がございます。環境問題、電子商取引の問題、そういった数々の問題が消費者行政の課題となっていくということ、また、それを示していくという考え方、また、本条例は年齢に国籍を問わず適用される。また、広い意味のバリアフリーの推進ということも視野に入れる必要があるのではないかという考え方が出ております。

(3)番目が消費者・事業者・行政のパートナーシップによる取組が必要であるということを示すというところでございます。これからは社会の要請に応じて、消費者・事業者・行政は各々責任、役割を果たすとともに、情報の共有化などにより信頼関係を高めつつパートナーシップによる取組を推進することが求められる。

(4)番目が消費者の役割を明示する必要があるということでございます。ここで一つは、消費者は、市場のメカニズム重視社会ということを目指す中で自己責任を問われるようになってきておりますが、自ら情報を収集し、適切な判断ができるような主体的行動が期待される。また、商品開発等に意見を述べる適切な商品選択を行う等々、こういう行動によって社会を動かし、自由・公正な市場づくりに影響を与えるという役割があることを認識する必要があるのではないか。また、環境問題についても責任を持った行動が求められるというような考え方が出ております。

8ページ目でございます。次の項目が「『消費者』の定義、『消費生活』の解釈の検討」というところでございます。現在、消費者取引の多様化ということで、そこにありますマルチ商法、内職商法、モニター商法等のトラブルの増加、また先物取引や金融商品取引等についてもトラブルが増えてございます。こういった場合、条例で消費者の定義というのがしてございます。こういった消費生活相談などにおいて、こういったものについて、これが消費者問題であるかという、そういった疑念も生じることが実務上ございます。そこで、条例における定義を見直す必要があるのではないか。そういったところから検討を進めましたが、結論としては、今の定義は変えなくても対応できるということになっております。それについては、この定義におきましては、消費生活を営むというところで条例の適用範囲をとらえております。そこで消費生活の範囲に、今申し上げましたような投資取引、マルチ商法等々についても含む場合があると。どういう概念であるかということを経験で明確化するということが適当ではないかと、そういった結論になってございます。

次に3番目に、「不適正取引行為の禁止規定の追加・改正」という項でございます。現行条例25条で、一連の取引行為を類型化し、不適正な取引行為と定め、それらを具体化した40の取引行為を原則で禁止行為しております。現在そこがございますように電子商取引等の新たな取引形態が出ている。また、様々な法規制を脱法したような悪質事業者による消費者被害も増加している。こういった背景を受けまして、また、いろいろ法改正等も踏まえて、都民の消費者被害というものを防いでいく、そういう意図によりまして、こういった条例・規則25条、またそれにかかわる規則についてすべて検討を行って追加または改正が必要なのではないかというところをそこに出してございます。

主なものでございますが、幾つか視点を提出してございますが、(1)としましては、電子商取引等、新たな取引形態をとらえた改正、追加規定ということでございます。現在、電子商取引にかかわる様々なトラブルについての苦情等が多くきておりますが、電子商取引は、現行の条例・規則でも規制の対象となる場合もあるということで、ならない場合はまたどのような規制が必要であるか、また、法令はどうなのかという等々で検討しましたが、次の事項ということで、そこには三つ掲げてございますが、条例・規則の改正等が必要であるという結論になっております。

番目に、これはいわゆる「不当な迷惑メールによる勧誘」となっておりますが、こういった商品やサービスの販売に関し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、またはその意思表示の機会を与えることなく、そこにありますような電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を反復して送信することによるという、こういった条件で行われた行為というものは、不適正と規定するべきではないかということでございます。番目は、インターネットで情報を流すなど、債務の履行を迫る、そういったインターネットを使った情報を流すというようなことで債務の履行を迫る行為も不当ではないか。その他電子商取引を想定していない規定でございますので、電子メール等が規定の中に入るということを明確にするということも必要ではないかということです。

(2)番目につきましては、個人情報の悪用ということが書いてございますが、被害の類型で消費者が従前に行った取引に関する情報を用いて心理的に不安な状態に陥らせるなどして被害を広げていくというものを防止するという規定が必要ではないか。

(3)番目の類型でございますが、悪質な事業行為ということを防ぐために追加規定が必要なのではないかということで、その中でも、でございますが、例えば継続的に商品等を供給する契約において、正当な理由もなく、一方的に取引条件の変更や履行を打ち切る

というような行為の不当性を明確にするということ、そういった規定が必要と。

(4)番目の類型でございますが、消費者契約法で取消できる不当勧誘行為や無効条項を踏まえた改正、追加規定が必要だという条項を掲げてございます。例えば には、不当な免責を定めた内容の契約を締結させる不当行為ということで規定をするべきではないかということでございます。

12 ページでございますが、その他わかりやすい条例ということを目指した文言整理ということも必要であるということでございます。

次に4番目に、「消費生活相談、被害救済委員会の役割の明確と充実・強化」という項でございます。

(1)が消費生活相談ということですが、都内の消費生活センターは、消費者の紛争解決のための支援や救済としての相談処理を行っているとともに、そういった情報を行政施策にもつなげています。また、東京都の消費生活総合センターにおいては、広域的な問題等にも対応しているという現状がございます。取引にかかわる苦情相談処理においては、いろいろ聞き取り、確認を行った上で自主交渉ができるような助言等を行う等々いろいろな支援を行っておりますが、また、実際に公正な解決に向けて、あっせんということも行っておりまして、あっせんをやっているということも明確にして積極的にやっていく必要があるのではないかということがございます。

そして14ページにまいりますと、そうした東京都消費生活総合センターの充実・強化ということが、こういったことから急がれていますが、そのためには、職員・相談員の処理能力の向上ということで、人材育成、外部専門家の活用、区市町村や専門関係機関との連携等が必要であるという提言になってございます。

次が被害救済委員会でございますが、条例の29条に東京都消費被害救済委員会の規定がございます。都は、条例に基づきまして、センターに寄せられた苦情のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある紛争について委員会に付託してあっせんや調停を行っています。この委員会は、個別紛争の解決と先例形成を目的とした提言などを行っているということです。そこで、そういった被害救済委員会の役割を条文上も明確にしていくということが出ております。また今後、被害救済委員会への期待、充実強化への期待が高まっていくということで、その運営方法というものの機動化ということが図られるべきだという提言でございます。具体的には、複数部会が迅速に並行的に処理を行っていく、そういった運営方法。それについては、部会の根拠、権限を条文上明確に

すべきであるということが出ております。

そこで、被害救済委員会の委員構成は三者構成であるべきであること。学識経験者、消費者、事業者の三者構成であるべき。また機能の充実・強化ということ踏まえて委員数の確保ということが必要であるということ。迅速化する審議においても、救済委員会全員の情報の共有化を図りまして、三者それぞれに期待される役割が適切に果たされるような委員会運営が望まれるということになっております。そうした被害救済委員会の機能・強化ということでは、専門委員の活用や具体的な基準づくり、区市町村との連携ということが提言されております。こういったことから被害救済委員会について、多くの紛争解決ということと指針が示されるということが期待されるということでございます。

次に、「悪質事業者等を迅速に勧告・公表する等の諸規定の見直し」ということでございます。条例では規定の実効性の確保ということで公表の規定がございます。この公表については、行政手続法上、行政指導に当たりますが、この手続について、行政指導という枠組みでございますが、現行条例においては勧告・公表という、その手続の前に、公開による意見の聴取という手続を設けております。それが非常に慎重な手続となって規定されておりますので、行政指導の一環としての公表であっても、当該事業者に不利益を被らせることになるので、こういった慎重な手続が課せられているわけですが、やはりバランスということで公平性を担保しながら機動的に行政措置を講ずる必要があるということで、改正の方向性といたしましては、今、公開による意見聴取という手続になってございますが、それを「弁明の機会の付与」と同様の「意見を述べ、証拠を提示する機会を与える。」に若干上乘せした仕組みを設けることによって迅速化を図り、勧告・公表を必要な場合は、迅速に設け、やっていけるような形したいという提言になってございます。

18 ページをご覧ください。こちらに「消費生活対策審議会諮問・答申が必須となっている事項の見直し」となっております。現行条例の 45 条に消費生活対策審議会の規定がございます。ここの第 2 項で審議会に諮問をしなければならないという事項が明記されてございます。これについては、特に慎重かつ公平を期するに必要な事項について審議会に諮問するという形でございますが、この中に安全性確保のために商品サービスが危害を及ぼす等の疑いがある場合には、ここで審議会に諮問して認定を行うという形になってございますが、それが 2 段階になってございます。そのような危険防止にかかわる規定等も審議会諮問を経ることで対応が遅れる場合があるのではないかとということが一つございます。

そういうような理由がございますので、19 ページにあるような考え方で整理をいたしま

して、安全性等にかかわる問題等につきましては、未然・拡大防止のために迅速に対応する必要から、審議会に諮問をしなければならない事項から削除する。

(2)番目には、慎重かつ公平に対処する必要がある事項。これは安全性の立証ですけれども、再立証と立証ということで分けておりますが、そのほか包装の一般基準や規則等につきましては、基本的には諮問が必須と。

(3)番目には、表示の適正化というところで、商品表示事項の指定についてでございますが、この考え方では、現行では、すべて具体的な表示事項、表示方法まで諮問ということになっていますが、どの商品・サービスを指定するかということについては諮問するけれども、そのほかの具体的な表示事項等は必須的諮問事項から外してもよいのではないかということでございます。また審議会に諮問することを削除しても、審議会での審議を妨げるものではないということ、ほかに助言を受けるというような委員会も活用してはどうかということでございます。

第3の「今後の課題」でございますが、20ページの1番目が「被害救済委員会等の今後のあり方について」でございます。今回の見直しで被害救済委員会の運営を効率化して、紛争解決の機能の強化を図るということを検討してまいりましたが、被害からの救済をどう行っていくかというのは大変大きな問題でございます。地方自治体である東京都がどういう消費者問題について紛争処理機能を必要としているかということについては、今後の課題として検討を続ける必要があるということを示しております。現在の被害救済委員会につきましては、知事の付属機関としての位置づけでありまして、公益性ということを重視しております。全体につながるということでございますが、直接的な申し出というのを受けられる仕組みがございませんので、このことについても議論があるというようなことが出ております。

21ページでございますが、「『広告・宣伝』を含む表示規制のあり方について」ということです。これについては、現行条例では、先ほどありましたように、表示につきまして、必要があると認めるときは調査を行うほかに、商品等の表示事項等を指定できるということになっております。サービスについてもございます。

ただ、一つは、この条例でこういった表示の規制が行われてございますが、現在の問題点としましては、様々な媒体を利用した広告等が今氾濫してございますが、こうした中で誇大広告や虚偽の表示も多く見える。こういった広告等の不当表示についてでございますが、これについて、現行の規定は必ずしもこうした対象を広くとらえて、消費者の誤認を

積極的に防止しようとする規定には必ずしもなっていないのではないかと。東京都は、景品表示法に基づいた、その運用によって行っておりますが、これについてもやはり問題があります。運用上に難しい場面がございます。この法律に基づく運用ということでございますと、どのような表示が不当表示であるかは具体的事案ごとに判断することが求められるというようなことがございます。そういった判断基準が定まりにくいということから、条例化による広告の適正化の規制ということの検討が行われましたが、この広告規制というのは幅広い対象としておりますので、まず条例化ということではなくて、現在の問題を整理しまして、特に不当表示の疑いの高い商品・サービスについて、個別または業種業態ごとに表示のガイドラインを作成することや、自主基準の作成を支援することを検討して、「広告・宣言」を含む表示の適正化を進めることが望まれるのではないかとというようなことで、これについても今後の課題というふうになってございます。

申しわけございません。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

島田会長 どうもありがとうございました。内容多岐にわたる提案でございます。ただいまのご報告につきまして、ご質問、あるいは今後、最終答申に向けて審議が進められるわけですけれども、今後の審議に当たっての留意点など皆様の自由なご意見をお願いいたします。いかがでございましょうか。

曽根委員 今度新しく委員になりました曽根です。

今までかかわっていなかったものですから、先日、この中間報告についてのご説明をいただいて、ずっと考えてきたんですけれども、今、現実には起きている狂牛病の問題や、それから昨年でしたか、所沢の野菜の問題など今までの消費者行政にかかわる、いわゆる不適正な取引だとか、悪質事業者の問題などの枠だけではとらえきれない問題が次々と起こっているという現実があると思うんです。それにどう対応していくのか、それは条例の範疇ではないのかどうか、そこをずっと考えてきたわけです。

文教委員会で私も生活文化局の方をお願いしたこともあるんですが、狂牛病の問題では、例えば事業者、それから生産者などに対しては、死活問題だということで行政も相当対応はいろいろしていると。しかし、消費者に対する情報提供などでは、国をはじめとしてまだまだこれからという状況でだろうと思うんです。しかし最終的には、牛肉や関連商品については、消費者が消費をしなければ最終的な問題の解決はないと。ですから、消費者対策を怠っていると、結局、問題は解決しないということだと思うんです。そういう点で、この条例の改正の方向として、3ページの真ん中あたり、「旧来の発想や枠組みだけでは

解決できない課題が発生しており・・・特に、消費者・事業・行政のパートナーシップによる取組は従来にも増して重要」と、ここに当たるのかなと思うんですが、やはり消費者の利益というのは、直接的な取引における損害を防止するなどの利益の保護もありますけれども、大きな意味では、いわば市場流通といいますが、そういうメカニズムを円滑に進めるために、いわば消費者に正しい情報を提供することによって、全体としての消費サイクルを正常に維持するという幅広い意味での消費者の利益保護というのもあると思うんです。そういうことについて、条例の改正の中で、できれば新しい課題としてぜひ盛り込めたらなというふうに思うんですが、後半の具体的なところでは、どちらかという被害救済、不適正な取引の防止などに、電子商取引その他もありますから力が置かれているのかなという印象を受けました。

それで、私の希望としましては、専門委員の方は大変ご苦労されていると思うんですが、現条例で見ますと、第6章とか第7章に情報提供の推進とか、第7章には消費者教育の推進という項目があって、この辺がまだ現行規定は割合一般的な書き方になっていますけれども、いわゆる簡単に言えば、風評被害のような問題を解決するために、この辺の問題でどういう役割が消費者や行政や事業者の側にあるのかということについてのもう少し突っ込んだ検討を、今、具体的に言えないで申しわけないんですが、ぜひ期待をしたいということ要望として申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

島田会長 ありがとうございます。聞きますところ、東京都といたしましては、消費者行政に限らず、狂牛病に対しては様々な取組をしているというふうに聞いておりますので、後ほど東京都としてどういう取組をし、消費者行政として、どういう情報提供しているかというようなお話をしていただきたいと思いますと思いますが、松本部会長、今のことについて何か。

松本部会長 いわゆる安全につきましては、条例の中にも一定の規定がございます。ただ、すべての消費生活上の物資やサービスについての安全に関する規定ということで、最近問題になっております食の安全について特に消費生活条例が何かを規定しているということはありません。これについては、恐らく東京都としての行政の内部の分担で食品衛生については別の部局が主として担当するということから、消費生活条例に、そのための規定が置かれていないということだろうと思いますので、我々としても、食の安全について、ここで特別な規定を置くという観点からの議論はしておりませんが、委員の皆様や、

あるいは都民の方々から、衣食住のうち食の安全というのは消費生活にとって非常に重要なもので、特別の規定を置く必要があるというようなご提言があるようでありましたら、また検討させていただきたいと思います。情報提供あるいは消費者教育という点では当然重要な課題でありますから、三者のパートナーシップでいかにこれを円滑に行っていくかについてのただいまのご提言については、引き続き部会で検討させていただきたいと思います。

島田会長 ありがとうございます。よろしいございますか。

曾根委員 はい。

島田会長 それでは、先ほど申しましたように、確かに狂牛病というのはかなり深刻な問題でございますので、東京都の取組状況というのを事務局の方からご説明願えますでしょうか。

田中食品保健課長（衛生局） 食の安全という立場から、衛生局の方としての取組、それからまた産業労働局でありますとか、中央市場ということで連携の中身ということをちょっとご説明させていただければありがたいと思います。

ご承知のように、9月11日に日本で初めて狂牛病が発生して、それ以来、東京都の場合ですと、衛生局と産業労働局、中央卸売市場、この3局で防疫推進会議というものを持っておりまして、その中でどういう取組をしていこうかということで様々な検討をしております。当然、今回の問題につきましては、生産段階での取組がまず一義的であろうし、それからまた、そういうものが第2段階として屠畜段階での取組、それからまた、消費者の食卓にわたる流通段階の取組、三つのそれぞれの取組について行っています。当面いわゆる生産段階でありますと、例えば肉骨粉を使用しないとか、飼料に与えないとか、そういうような取組でありますとか、飼われている段階での健康管理、そういうことの対策の強化を進める。それからまた屠畜段階については、いわゆる生体検査をやりましたり、先ほど副知事のご挨拶にもありましたように、東京都の検査の五つのルールの定めまして、去る10月18日から屠畜場に搬入されるすべての牛についてはスクリーニング検査を行って、その結果、陰性なものしか市場に流通しないような仕組みづくりをしました。したがって、10月18日以降は、いわゆる狂牛病の検査にパスをしなければ市場に流通をしないということになっているわけでございます。

その一方で、じゃ、流通段階ではどうかということで、これは保健所だとか食品環境指導センター、いわゆる専門的に広域に監視する機関が飲食店でございますとか、例えば牛

の由来の原料、脊髄で脂をつくっているところだとか、健康食品、骨粉を利用しているようなところに立ち入りまして、特定危険部位と言われる4部位がございまして、目玉とか脊髄とかそういうのがあるんですが、そういうものが使われているかどうかということもチェックし、そういうものがどこから仕入れているものなのかということをそれぞれ点検し、それが不明なものであるとか、それからまた国内産の特定危険部位が使用されているものについては、それを排除するというを現時点でやっているような状況で、これについては、きょうまで一応やる予定になっております。

そのほかに、都民に対してどうやっているかということでございますが、衛生局の場合ですと、10月11日に衛生局のホームページを開設しまして、狂牛病Q & Aという格好で今の取組ぐあい、狂牛病というのはどんなものなのか、人にどうやって感染するのかとか、そういうようなことについてホームページを10月11日から開設をし、都民に情報提供をする一方で、例えば身近な保健所を出している保健所の情報紙などにも狂牛病特集を掲載するような状況になっております。

ちなみに、ご紹介しますと、10月11日に開設したときには、約2万件のアクセスがありまして、その次の日は4万5,000件ぐらいのアクセスがあるというような状況でございます。現時点の取組というのはそういうような状況でございます。

以上です。

島田会長 どうもありがとうございます。消費生活部としては、

中澤消費生活部長 今お話がございましたように、狂牛病に関しては3局防疫会議というのを持たれておりまして、実際に現場で対策をとられております。生活文化局はその会議の主要メンバーということにはなっておりませんが、オブザーバーとして参加をしております。情報は逐一いただいております。また、それを踏まえまして、消費者行政としての情報提供をさせていただいている。今は一番まとまったのは衛生局さんのホームページだと思いますが、私どもの方にも情報提供の中身がホームページにございます。そういう形でやらせていただいているものでございます。

島田会長 ありがとうございます。ただいま狂牛病関係につきまして、東京都の取組をご報告いただきましたけれども、ただいまの報告についてでも結構でございますけれども、もともとの条例改正等についての中間報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ自由にご発言願います。いかがでございましょうか。

鈴木委員 今お二方から狂牛病のことでお話がありました。きょうは御局の方のホーム

ページを開いて、3ページしかないのですけれども、いろんなことがありましたけれども、持ってまいりました。まだ中身が薄いですよ。我々が読んでみて、もっと情報を流してもらってもいいのではないかというような気がしないでもありません。これは率直に指摘をしておきたいと思います。それと同時に、この間、26頭の検体をランダムにやったんだそうですけれども、どこの生まれなのか全然わからないままに横浜の方に出したわけでしょう。26頭ランダムでしたから。そういうものの経過も私たち消費者としてよく情報も入らなかったし、また、その後の東京都の疑わしきは流通させないという、これはすばらしかったと思います。市場長なんかも徹夜で動いておられたこともよく存じ上げておりますし、それは東京都としての姿勢はすばらしかったと、このように思いますが、しかし、もっとも国の方に言ってもらいたいのは、農水省と厚生労働省、行政がみんなばらばらなんだよね。縦割りの悪い面が出ていると思います。イギリスの事例なんかに比べて、縦割り行政のこの辺が、憤りを持っているのが我々だと思います。今、部長がおっしゃったように3局防疫会議にオブザーバーとして出席をしているという、とんでもないことだと思います。消費者として我々が受けるのは、なぜ機関の中に入らないのかということをお願いなんです。食の安全ということを言う限り、オブザーバーという存在は許さないと。その辺ももう一度。

中澤消費生活部長 今申し上げましたのは、3局防疫会議というのは従来からあって、それを活用して今おやりになっておりますので、そういうふうに申し上げました。それから国に対する情報提供等の要望につきましては、これは4局で要望をしております。東京都として要望をしております。

それからもう一つ別に申し上げますが、私どもの方には、食品安全につきましては、消費生活条例を根拠にいたします食品安全行政連絡会議というのを持っております。その中に東京都における食品安全確保対策に係る基本指針というのがございまして、これに基づきまして、安全を確保するというを行ってきております。したがって、いろんな食品については、実は指針につきましては、私どもが主管をしてやっております。したがって、この会議も主管をしてやっております。ただ、狂牛病につきましては、今までの指針とは違って、特別な取り扱いが必要だということで、特に防疫をどうするかという話でございまして、それがメインでございましたので、防疫会議の方でおやりになっていて、私どももそれに参加して、実質的にはメンバーと同じよう行動しているというふうにご理解いただきたいと思います。

島田会長 ということでございます。狂牛病につきましては、大変重要な問題でございますけれども、ただいまございましたように、迅速的確な情報提供というのをこの場をかりまして、都の方にもお願いしたいというふうに思います。

先ほどの審議会としての中間報告につきまして、ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

高橋（伸）委員 消費者の役割を前文に明示することについて意見を申し上げたいと思います。

自立した行動、能動的な役割、環境に対する配慮の3点を盛り込むことについては賛成でございます。ただ三つ目の環境に対する責任、配慮というのは、消費者は被害者であり、かつ加害者になり得るといった記載がありますように、被害者になることについて考えますと、環境への配慮については、消費者のみならず、ほかにも盛り込むものがあるのではないかとこのように思うわけです。3条の都の責任とか、第7条の事業者の責任にも1文をも盛り込むという形で整合性をとっていただく必要があるのではないかと思います。あるいは環境への配慮というような別項目を立てて、都の役割、事業者の役割、消費者の役割というふうに書き分けていただくことが私は必要だと思うのですが、そのような検討はされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

島田会長 ありがとうございます。松本部会長。

松本部会長 環境あるいは資源循環型社会等の事柄につきまして、特別に条項を立てるか立てないかという議論はいたしました。他の条例等との関係もあって、今回の中間報告の中では特別に独自の項目を立てるといった提案はいたしておりません。しかし、そうすべきであるというご意見が出ましたら、また再度検討したいと思いますし、そのような方向に向けての事業者や行政の責務等についても入れるべきであるということであれば、そのような方向でまた検討したいというふうに思います。

島田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご意見について、部会におきまして、引き続き検討をお願いしたいと思います。

そのほかご意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。先ほど松本部会長からございましたように、本日は中間報告でございまして、以後、都民からのパブリック・コメント等を求めるとか、場合によっては皆様方も、総会が終わってもご意見がございましたら、それを事務局を通じていただくことによって、それを踏まえた形で最終答申の取りまとめという作業が進められるこ

とが予定されておりますので、本日のところは、このあたりでよろしゅうございましょうか。

貴重なご意見、まことにありがとうございました。では、これを受けまして、今後短い期間ではございますけれども、さらにご審議をよろしく願います。

それでは、最後になりましたが、本日は局長にもご出席いただいておりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしく願ひたいと思ひます。

高橋生活文化局長 皆さん、生活文化局長の高橋でございます。本日は大変お忙しい中を審議会総会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本年7月に第17次東京都消費生活対策審議会に諮問を申し上げましてから、まだ3ヵ月余りと日も浅いわけではありますが、おかげをもちまして、本日、歯みがきの告示事項の見直しの答申を受け、また条例改正における中間報告をしていただくことができました。

先ほど松本部長からもお話がありましたけれども、3ヵ月の間で25回という、ある意味で先生方を酷使するということ失礼でございますが、大変密な日程の中で多岐にわたるご議論をいただきまして、先生方の熱意が我々事務局にも伝わってくるような感じを受けております。

既に先生方ご案内のとおり、社会経済状況が刻々変わっておりまして、東京都の消費者行政も新たな局面を迎えているのではないかと考えております。昨年度16次答申ということで、今後、都が市場メカニズム重視社会における取引環境の整備と、都民が安心して暮らせる消費生活基盤の確保に重点を置きまして、消費者行政を展開していくべきだとの提言をいただいております。この提言を具体化すべく消費者行政の再構築及び施策の強化を現在全力で図っておるところでございます。この審議会の最初にも申し上げましたが、具体的には、例えば、Gメンと言うと大げさでございますが、不適正事業者の告発等のために消費生活部の中に組織を、課と係を越えまして、横割のそういうものをつくって、その第1号として悪質業者の公表と同時に、警視庁にも告発をするというようなことを初めてやりました。そういうことである意味で時代の変化が激しい中で、事業者、あるいは都民、消費者といいますが、それぞれいろいろな新しい取引等が行われる中で、迅速な行為等が行政としても求められているわけで、そうした対応を我々としても現行の条例の中でもできる限りのことをやってまいっているつもりでございます。しかしながら、今回のまさに消費生活条例の規則の改正等についての中間報告は、例えば不適正事業者の公表等につきましても、私ども部長・課長がGメンを組んでやっている過程の中でも、

非常にもどかしさを感じているようなことがございました、そういう中で一つの例として、今回、手続の迅速化の問題等についても提言をいただきましたけれども、そのほかIT革命というようなことで、国の方でもいろいろな立法論の非常に難しい問題がある中で、新たな迅速な対応のための方策、あるいは私ども行政マンにとってみれば、一つの武器といえますか、ちょっと言葉があれですけれども、そういうものを与えていただく提言をしていただいたのだと思っております。

今後、都民意見を聞く機会もあるというふうに伺っておりますが、委員の皆様には、これまでのご苦勞に重ねまして、改めて感謝を申し上げますと同時に、最終答申に向けまして、かなり無理な日程をお願いしておりますが、引き続きお力添えをお願いしたいと思います。本日のお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

島田会長 どうもありがとうございました。今後のスケジュールでございますけれども、先ほども申し上げましたが、基本問題部会においては、資料5にございますように、11月1日から11月15日まで都民意見、いわゆるパブリック・コメントを募集いたします。それを得まして、再度最終答申案に向けて審議する予定でございます。また、表示適正化部会におきましては、第3の諮問事項でございます単位価格表示につきまして、ただいま審議中でございますけれども、さらに審議の方をよろしくお願いしたいと思います。

では、事務局から今後のスケジュールについて説明ございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

中澤消費生活部長 資料6をご覧いただきたいと思いますが、まだまだハードなスケジュールを立ててございますけれども、今後のスケジュールというのがございまして、資料6にございますように、次回第3回の総会は12月21日の開催を予定しております。この総会で各部会の答申案についてご審議いただきまして、知事への答申をいただければと思っております。

以上でございます。

島田会長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

午後4時30分閉会